資料１）

史跡「小山崎遺跡」保存活用計画策定の目的

小山崎遺跡は、縄文時代の人々がどのように環境適応を果たしてきたのかを知るうえでも貴重な遺跡であり、本州日本海沿岸北部における縄文文化を解明するうえで欠くことのできない遺跡であるとして、令和２年３月１０日付で国の史跡の指定を受けました。

史跡指定を受け、当町では保存活用計画策定委員会を設置し、遺跡の本質的価値を明確化と現状・課題の把握をした上で、①適切かつ確実な保存・管理の上で次世代へ継承する、②遺跡の活用によって郷土への愛着や誇りを育み、地域活性化に寄与する、ための基本的な方針（保存活用計画）を令和３年度中に定めたいと考えております。

これまでの経過

1995 年　県営ほ場整備事業に伴い、県教育委員会による１次調査
※遺跡の重要性が明らかになり、町単費で低地部の公有化、
～　国史跡を目指して調査を継続する方針へ
（県立博物館・県埋蔵文化財センター・遊佐町による発掘調査）

2011 年　小山崎遺跡第 18 次発掘調査終了

2015 年　『小山崎遺跡発掘調査報告書―総括編―』刊行（６月）
※以降、文化庁・県教育庁の指導を受けて本格的な活用事業、
並行して、土壌・出土資料の調査を継続

2018 年　文化庁 森先文部科学技官の現地確認・指導（5 月）
文化庁での遺跡の説明、次年度に意見具申書を提出する方針へ（10 月）

2019 年　国史跡指定に係る意見具申書の提出（7 月）
『小山崎遺跡発掘調査報告書―総括編２―』の刊行（9 月）
国の文化審議会　答申（11 月）

2020 年　国史跡指定の官報告示（3 月）

「史跡 小山崎遺跡」の概要

※「㋑P.○」標記については、パンフレットと一緒にご覧ください。

■遺跡の位置【㋑P.2】

小山崎遺跡は、山形県飽海郡遊佐町吹浦字・七曲・七曲堰東・柴燈林に所在する縄文時代遺跡（早期末～晩期）である。秋田県と山形県をへだてる位置にそびえる東北地方日本海側最高峰の鳥海山（標高：2,236m）の裾野と、広大な庄内平野の北端が接するところに位置する。日本海からは直線距離で約 1.5 ㎞と近く、周囲には鳥海山の湧水を水源とする丸池や秋に大量のサケが遡上する牛渡川などがある。人工物も目立たず、良く保全された景観からは、縄文時代のくらしや風景をイメージすることができる。

図1 遺跡の位置

■これまでの経過

小山崎遺跡の本格的な調査は、県営のほ場整備事業を契機に1995年から山形県教育委員会によってはじめられ、２・３次調査を山形県立博物館、４次調査を(財)山形県埋蔵文化財センター、５～７次調査を山形県立博物館、８～18 次調査を遊佐町教育委員会が担当した。

１次調査が始まってすぐに、大量の縄文時代後期の土器・石器等が発見され、その下に中期や前期の層が植物遺存体（木の実など）を伴って続いていることが判明した。加えて、動物遺存体（動物の骨など）も良好な状態で確認された。そのため、県教委は情報量が多い上に長期間にわたる、県内で類をみない遺跡であるとして文化庁の指導を仰いだ。その結果、記録保存調査から一転、現状のまま保護する方針に変更された。ほ場整備の目的は、安定的な乾田化のために山際からの湧水を遮断することにあった。しかし、動植物遺存体等はその湧水に保護されており、事業計画と遺跡の保護は両立しないことから、低地部の土地はほ場整備事業地区から外され、町で取得した。これ以降、国史跡の指定をめざし、遺跡の価値を明らかにするために保存目的調査が進められることとなった。

2015 年にはそれまで（１次～18 次）の調査成果をまとめた『小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編-』を刊行している。刊行後も文化庁・県教育庁の指導を受け、保管している遺物や土壌の分析、資料や情報の収集を進め、2019 年９月に『小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編２-』を刊行した。11 月には国の文化財審議会において国史跡として指定するよう答申がなされ、2020 年３月 10 日付で正式に国史跡として指定された。

■調査成果の概要

小山崎遺跡は縄文時代早期末から晩期中葉まで断続的に営まれた。これまでの調査により遺跡内での人間活動は時期により地点が異なることがわかっている。おおよそ低地の東部では早期末から晩期前葉、西部では中期末葉から晩期中葉の遺構・遺物が検出される。また、斜面部では中期末葉から後期後葉の遺構・遺物が確認できる【図２、㊦P.3】。

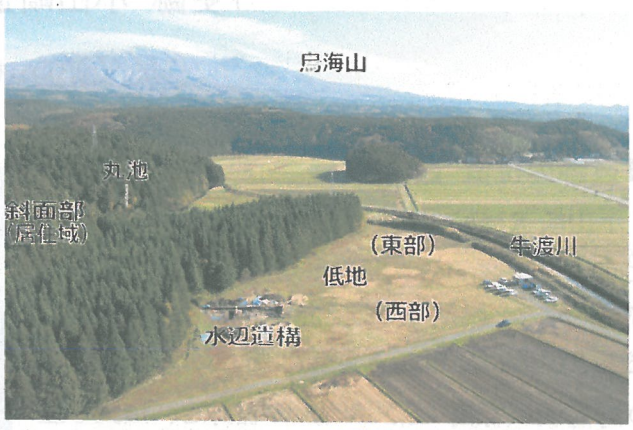

図2　遺跡遠景と地区名

低地東部では縄文時代前期の地点貝塚やドングリ（コナラ）集積が検出されている。貝塚はヤマトシジミ主体で、その下からはほとんど間層を挟まず人骨が出土し、貝層上面からは骨角器が確認された。縄文時代の埋葬の可能性がある【㊦P.4】。また、ドングリ集積のコナラのほとんどは、長期保存のために先端を取り除く処置がされていた【㊦P.13】。

低地西部では縄文時代後期の水辺遺構と捨て場が確認されている。水辺遺構とは敷石と打込杭列、木敷によって、低地に構築された施設であり、居住域と水辺をつなぐ道が含まれる【㊦P.8,9】。また、捨て場（廃棄場）からは骨角器・漆製品や大量の動植物遺存体が発見された。

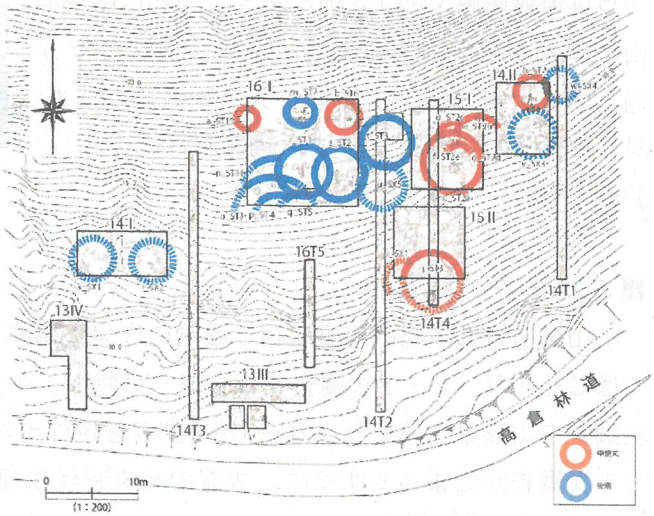

図3　竪穴建物の位置（時期別）

平均斜度16度の斜面部では中期末葉から後期後葉にかけての竪穴住居が22棟検出されている。水辺遺構の整備が活発化する後期の集落は、それ以前の中期の集落に比べて標高の低い西側の水辺よりに移動する。これは、居住域と水辺遺構が密接に関係して営まれたことを示している。【図３、㊦P.5】。

小山崎遺跡の低地部は土壌に含まれる珪藻化石の分析結果から、海進・海退の影響で早期は潟湖であったが、前期に干潟になり、中期末葉以降は湿地に変化したことがわかっている。長期の気候変動に伴う低地部の環境変化に合わせて活動範囲の拡大、居住域の移動、水辺環境の整備が行われたことがうかがわれる。

■水辺遺構の特徴【図４、㊸P.8,9】

小山崎遺跡の縄文人は長期にわたる居住のために、環境変化に応じ、積極的な水域利用を図ったと推測される。その総体を示す名称として水辺遺構と呼ぶ。

水辺遺構の道路状遺構（どうろじょういこう）（黄：石敷き道）は、①当時、歩行困難な湿地に設けられた盛土状の構築物であること、②歩行上の措置として平らな面を上にして敷いた石、貼粘土による舗装、杭列による護岸・路肩補強などの構造が確認できること、③斜面部の居住域と低地部の水辺作業域をつなぐように弧状に伸びていること、により道としての機能があったと考えられる。同様に、縄文時代の道と推測される遺構は 2004 年までに 40 ヶ所以上の事例が確認されているが（領塚 2004）、さらに近年になっても、関東・東北地方の縄文時代遺跡で路盤・路床を整備し、土などで舗装した例は増加している。このような一連の工事によって構築された道が、少なくとも縄文時代後期から成立していたと考えられる（岡村 2019）。

図4 水辺遺構（道と作業場）

道に付設する敷石作業場（緑：石敷き作業場）は、不等沈下を防ぐためと推測される木材を敷き、石の平坦面を上に敷き並べて、強固で安定した作業面としている。また、道路状遺構に比べて、より平面的に広がる。付近の出土遺物から、この場の機能としては木製品の水漬けや日常の生業活動が推測できる。いずれにせよ水辺・水を利用する作業が行われていたのであろう。

■小山崎遺跡の持つ情報

小山崎遺跡は鳥海山麓に集中する縄文時代遺跡の中でも、長期にわたって営まれた遺跡である。その長い縄文時代の気候変動を背景として、遺跡を取り巻く環境や景観は様々に変化を遂げたが、生活自体はほとんど絶えることなく続いた。その結果、以下のことを知ることができる。

①縄文時代の環境変化と、人々が変化にどのように適応していったか

河口に近い立地から、潟湖や干潟、湿地へと水域の拡大・縮小を伴う変化が認められ、それに適応して活動範囲を拡大していくなど、縄文人の土地利用の変遷を知るうえで重要な情報が提供された。特に、最温暖期以後の海退に伴う低地部の変化-潟湖から湿地への変化-は、水辺の整備、すなわち水辺遺構構築の契機となった。時期を合わせて、居住域も水辺遺構の正面へと移動し、低地利用を開始する中期末葉から、水辺の利用最盛期を過ぎた後期末にかけて居住は継続した。両者の一体性を示している。

②組織的な土木工事と縄文人の知識・技術

整備された水辺遺構は、地盤の状況に合わせて道や作業場の造成を行っている。湿地への多量の礫や大型木材の投入は、搬入と素材（水に強い樹種など）の選択などに様々な技術を駆使しつつ、多くの労働力を投下したことを示唆し、その構造や長期にわたって維持されていることから集団的・組織的かつ計画的に構築されたものであったことを物語る。縄文時代の同種の遺構のなかでも、多様な環境とそれぞれの条件に応じた土地の改変方法を熟知した上で可能になった工事と評価でき、豊富な経験と知識を備えた技術水準の高さをよく伝えている。

③縄文時代の生活、集落周辺の環境

常時一定の低水温を保った鳥海山の湧水は、有機質の遺物を良好な状態で保存した。食料残滓や水辺遺構の部材だけでなく、木製品、骨角器などの道具を含む多種多様な動植物遺存体が数多く出土している。土壌中には花粉・珪藻などの微化石も豊富に残されており、一連の環境変遷をたどることができる。1980 年代以降、全国的に低湿地遺跡の調査が進み、動物質および植物質の遺存体を出土する遺跡は増えつつあるが、その両方が多量に出土する縄文時代遺跡は十数ヶ所にとどまる。今後、必要に応じて追加の発掘調査を実施することにより、生態系や周辺環境、食料獲得活動や食生活をはじめとした生活の細部を知ることができる。

④他地域との交流

遺跡からは北陸系の土器や長野県星ヶ塔産の黒曜石など遠隔地との交流を示す資料が見られ、広く他地域との交流があったことがうかがえる。気候変動などによる環境変化の影響を受けつつも、長期にわたって繰り返し利用されたことは、ランドマークの鳥海山の麓で物流の大動脈である日本海にほど近い立地条件があってのことであろう。

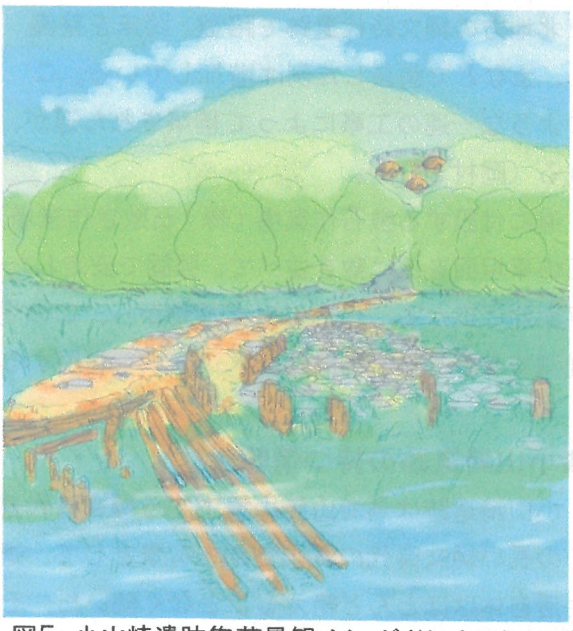

図5　小山崎遺跡集落景観イメージ（絵：本間加代子）

このように、小山崎遺跡は、斜面部の居住域と低地部の水辺作業域が道によって結ばれ一体的な集落を構成していたことが解り、これらの遺構が周辺の景観・環境と一帯で良好に残されている。また、縄文時代の人々の活動変遷を環境変化と共に捉えることもできる。縄文時代の人々がどのように環境適応を果たしてきたかを知る上でも重要であり、本州日本海沿岸の北部における縄文時代の文化動態を解明する上で、欠くことのできない遺跡であるといえる。

■参考・引用文献

岡村道雄　2019　「縄文時代の道とその後」『新潟考古』第 30 号　新潟県考古学会

佐原真・田中琢　2006　『日本考古学事典』

遊佐町教育委員会　2019　『小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編２-』遊佐町埋蔵文化財調査報告書第 10 集

領塚正浩　2004　「縄文時代の道路跡」『史館』第 33 号

■関係用語

・遺跡（いせき）

昔の人々の生活・活動の痕跡（昔の人が建てた家、使った道具など）が残されている場所。埋蔵文化財包蔵地ともいう。遺跡のある場所を開発（掘削）する場合は、事前に遺跡の発掘調査をして記録する必要がある。小山崎遺跡のように、その重要性から開発より保護が優先される場合もある。

・史跡（しせき）

文化財保護法で、貝塚・古墳・都城跡・旧宅その他の遺跡で我が国にとって、歴史上・学術上価値が高く、重要なものとして文部科学大臣が指定したもの。指定されると現状の改変が制限され、保存に必要な管理、保存の措置が講じられる。

・遺構（いこう）

昔の人々の生活・活動の痕跡を何らかの形で示しているもののうち、不動産的なもの。過去の構築物（墓や道路など）のほか、水田や畑の跡など生産にかかわった場所や、ものが廃棄された場所など様々ある。

・遺物（いぶつ）

昔の人々の生活・活動の痕跡を何らかの形で示しているもののうち、不動産ではないもの。土器や石器、木製品（木工品）、骨角器（動物の骨や角で作った道具）のようなに人が作ったもののほか、食べた動物の骨や木の実なども遺物である。

・低湿地遺跡（ていしっちいせき）

遺跡の全域または一部が低い湿地に位置し、地下水を多く含む層からなるものをいう。多量の地下水によって、酸素が十分に供給されないことから地下生物や微生物などの活動が抑えられ、有機質の遺物が完全に分解されないで残る場合がある（佐原ほか 2006）。木製品・漆製品・繊維製品などの道具のほか、当時の食糧残滓なども確認でき、縄文時代の生活の細部まで知ることができる可能性を持つ。

・珪藻化石（けいそうかせき）

珪藻は海や湖、川などの水のなかで生きている単細胞の生物。植物プランクトンとして水中を浮遊したり、浅い水底の石や砂、水生植物や藻に付着したりしている。珪藻が死ぬとそのガラス質の殻が水底にたまって、珪藻化石になる。淡水・汽水・海水などのあらゆる水域に生息しており、水域環境の違いによって生息する種類が異なるため、珪藻化石の分析によって、土地の環境変化を知ることができる。
小山崎遺跡の場合、この土壌に含まれる珪藻化石によって、低地部が浅い海域～潟湖→干潟→湿地と環境が変化したことがわかる。

・縄文海進・海退（じょうもんかいしん・かいたい）

縄文時代は長く、６つの時期に区分される（㊇P.3）。温暖化が進んだ縄文時代早期末ころには現在より平均気温が２度ほど高かったといわれ、海が現在よりも内陸に入り込んでいた（海進）。中期のおわりころには、気温も下がり海水面が現在の位置まで下がった（海退）。

資料２）

令和2年7月 16 日
於：遊佐町役場議事所

第1回　史跡小山崎遺跡　保存活用計画策定委員会

次　　第（進行：教育課長）

1. 開会（あいさつ：教育長）
2. 委嘱状の交付
3. 委員等出席者紹介
4. 委員長の選任について

   （委員長：　　副委員長：　　）
5. 委員長あいさつ
6. 協議（進行：委員長）

   ① 遺跡の概要とこれまでの経過

   ② 遺跡の現状と課題

   ③ 保存活用計画とは

   ④ 計画の構成と各回の検討事項

   ⑤ 整備・活用案について
7. その他閉会

史跡小山崎遺跡保存活用計画策定委員会　委員名簿

◈委員

分野	氏名	備考
考古学	岡村　道雄	元文化庁主任文化財調査官
考古学	小林　　克	三内丸山遺跡発掘調査委員会 委員長
考古学	渋谷　孝雄	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館　館長
景観デザイン	小林　敬一	東北芸術工科大学 基盤教育研究センター教授
文化財	菅原　善子	遊佐町文化財保護審議会委員
学校教育	髙橋　共之	遊佐町立吹浦小学校　校長
地域づくり	佐藤　勇司	吹浦地区まちづくり協議会　会長
動植物	畠中　裕之	環境省希少野生動植物種保全推進員

◈オブザーバー

竹田　純子	山形県　観光文化・スポーツ部　文化財振興・文化財課

◈事務局

那須　栄一	教育長
髙橋　善之	教育課長
阿部　秀雄	教育課課長補佐兼文化係長
金野　史弥	同　主事
渋谷　咲智	同　主事
本間　加代子	同　埋蔵文化財補助員
石船　夕佳	同　埋蔵文化財補助員

1. 史跡の現状と課題

① 史跡の範囲と現状、所有者

現　　状　：史跡「小山崎遺跡」の範囲と、小山崎遺跡・隣接する周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲は図１のとおりである。遺跡は発掘調査後に埋め戻されており、現状は低地部が原っぱで、舌状台地部はスギ林、斜面部もほとんどがスギ林であるが高標高地は竹林、丸池周辺は社叢である。なお、丸池周辺は史跡「鳥海山」の範囲でもある。

② 計画の対象とする範囲

計画策定の対象範囲は、基本的に史跡指定地（赤の線）のみである。しかし、指定理由には丸池を含む周辺自然景観が良く保全されていることが記載されている。そのため、地権者や関係機関等との理解と協力を得ることが可能であれば、小山崎遺跡＋隣接する柴燈林遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲についても保存活用等を一緒に検討するのが良いのではないか。

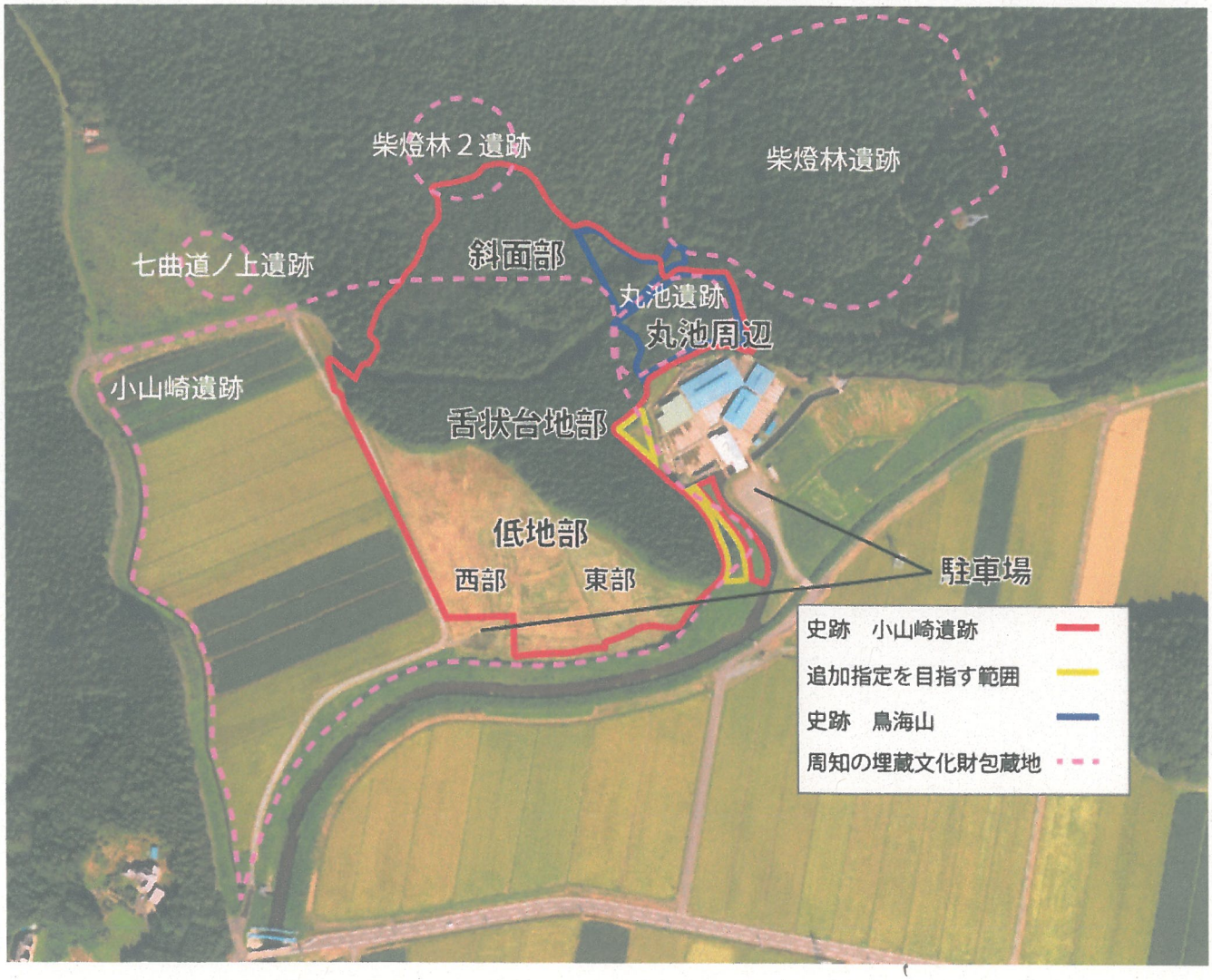

図１　小山崎遺跡の範囲と現状

③ 小山崎遺跡で予測される災害

浸　水　：洪水が発生した場合、低地部から丸池周辺にかけて、0.5m 以上３ｍ未満の浸水が想定される。また、津波発生時は牛渡川に接している場所で、川を上って 0.3m 以上２ｍ未満の浸水が想定される。なお、これまでに遺跡内で津波痕跡などは確認されていない。

土砂災害　：丸池周辺の斜面から舌状台地部の一部にかけて土砂災害警戒区域となっている。鳥海山

噴火時の灰が３㎝積範囲、火山泥流と土石流の氾濫予想範囲に入っている。

そ の 他　：低地部については液状化危険度ランクＢ（危険性やや大）

図2　洪水時の丸池

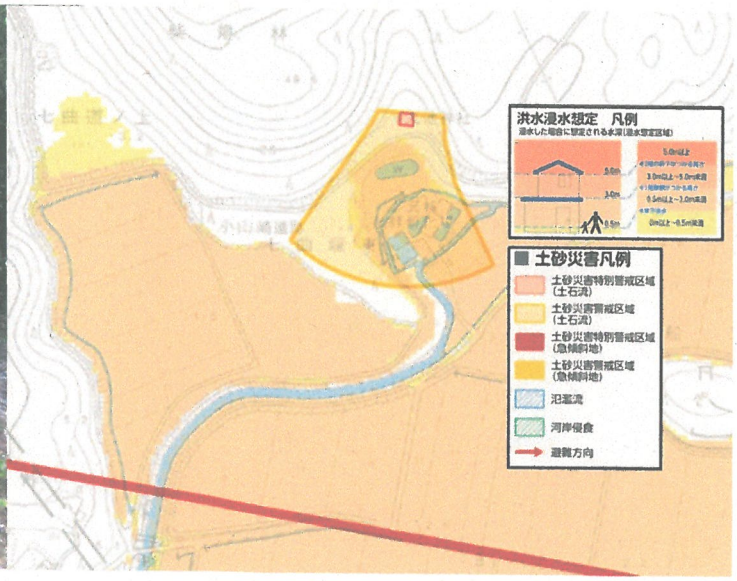

図3　災害マップ（小山崎遺跡）

④ 史跡現地の課題

・社有地以外の公有化が必要。
・看板があるのみで、どういった遺跡であるかイメージすることは難しい。
・史跡内にトイレやベンチなどの便益施設がない。
・道がわかりにくい、バスが通りにくい、大型バスは駐車場に入ることができない。
・丸池から遺跡低地部まで見学する場合、帰りは同じ道を戻るほかない。
・現状の地下水位を把握できていない。
・植生や生態系の把握が必要。
・丸池への観光客増による周辺の裸地化が進んでいた。
・各種災害の危険区域になっている。
・低地部の草刈等の管理。
・継続して小山崎遺跡の内容、周辺遺跡の把握に努める必要がある。

2. 遊佐町の文化財収蔵庫と資料保管の現状と課題

① 収蔵施設

遊佐町埋蔵文化財調査室（旧西遊佐小学校）：会計年度任用職員が勤務し、遺物の整理・収納や展示補助、日常的な施設の管理をしている。小学校の授業やまちづくりセンター事業での見学のほか、一般の方から問合せがあった場合も可能な限り対応している。

歴史民俗学習館（旧菅里中学校）：歴史民俗学習館の管理は「歴史民俗友の会」に年間70万円で委託しており、土日のみ一般公開している。小学校の授業での利用のほか、廃校利用の例として他市町村からの視察もある。

どちらの施設も老朽化が進み、雨漏りなどの問題がある。

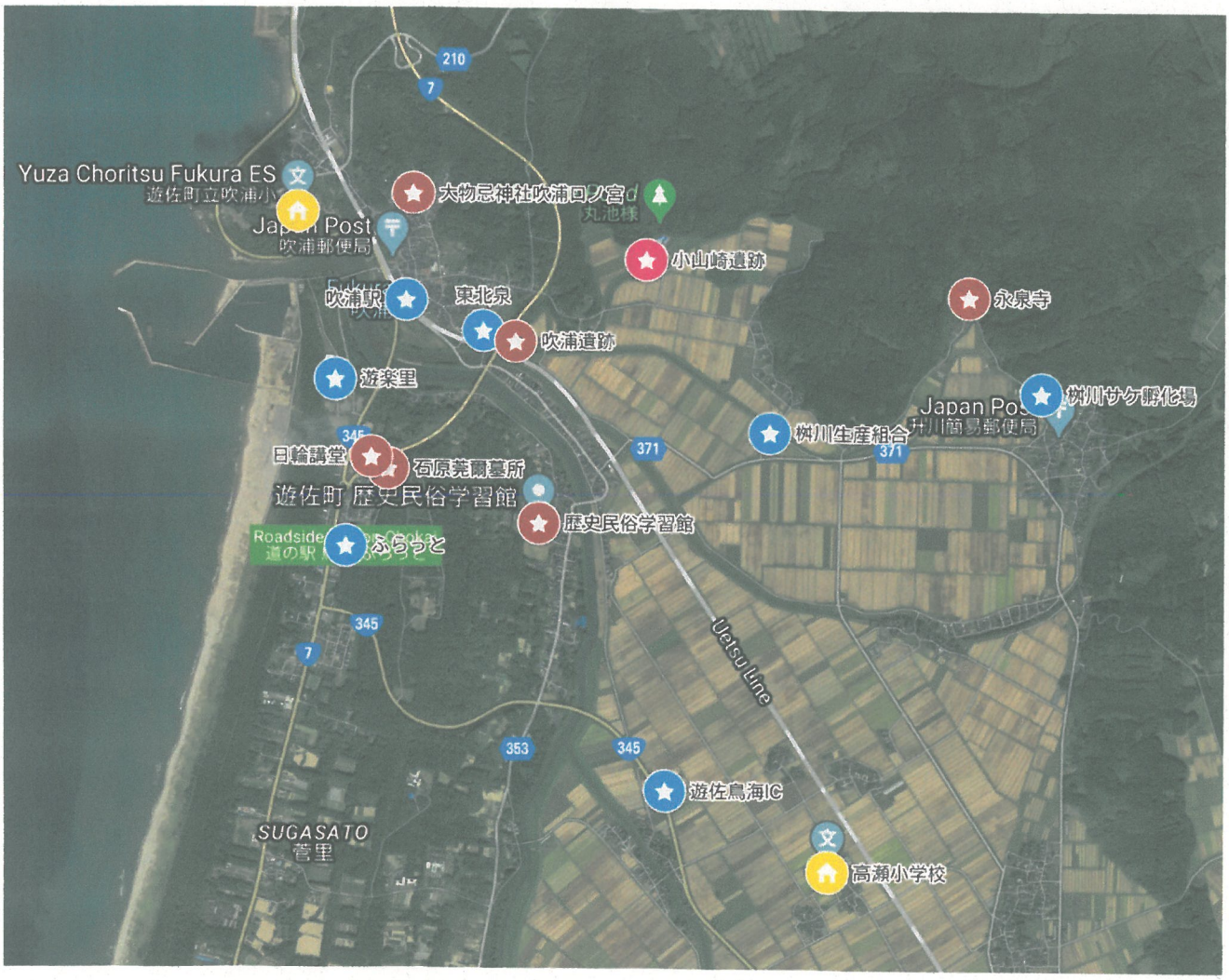

図４　周辺の文化財・観光、その他の施設の位置

② 資料保管の現状

埋蔵文化財

・保管資料

埋蔵文化財調査室　：小山崎遺跡 1・4・8－18 次調査分（1・4 は県教委・県埋セより譲与、遊佐町調査分に柴燈林遺跡の資料含む）小倉向遺跡・神矢田遺跡・大楯遺跡、吹浦小松氏コレクション（5/27 寄贈）。

県立博物館　　：小山崎遺跡 2・3・5－7 次調査分（文化財認定箱数 160 箱）整理後の箱数は不明。

県埋蔵文化財センター：吹浦遺跡（小山崎遺跡と関連すると考えられる遺跡）の資料　347 箱

③ 保管施設と整理状況の課題（調：埋蔵文化財調査室、学：歴史民俗学習館、両：両方）

・両：施設の老朽化が進んでいることから、（移転によって）資料保管の環境を改善する。

・調：小山崎遺跡や関連する遺跡の遺物・図面・写真を譲与いただき、一括で管理したい。

・調：譲与いただいた場合、収納スチールラックが不足している。

・調：関連遺跡の書籍やデータを収集・保管している施設である必要がある。

・調：調査室は都市計画区域の市街化調整区域であることから、一般公開するような施設としての利用は不可能。

3. 埋蔵文化財活用事業の現状

① 活用事業の概要と傾向

平成 27 年度～平成 31 年には、文化庁の「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業補助金」の交付を受け、活用事業に必要な遺物の修復やレプリカの作成、展示ケースの制作、講演会・シンポジウム・体験講座・展示会の開催、パンフレットの作成、遺跡の説明看板の設置などを行ってきた。

講演会やシンポジウムを開催する場合は、チラシやポスターだけでなく、個別にはがきを送付していることから、「遺跡（歴史）・遺跡の活用・食・サケ・湧水」とテーマが変わっても毎回 50 名以上の方が参加している。リピータが多く、ほとんどが年配の方であることから、平日・休日の開催で参加人数は大きくは変わらない。

平成 30 年度からは、小学校の社会科や総合的な学習、ジオパーク関連の授業として埋蔵文化財調査室や遺跡現地の見学などで利用されている。

② 活用事業の課題

・講座等の参加者の固定化、子供・若者・主婦などが興味を持ちやすいテーマ設定。
・講師から町民への一方通行の講座でなく、一緒に遺跡や文化財の活用について考える機会、逆に、この地域での昔からの食材獲得・利用の仕方、山の歩き方を教えてもらう機会の設定。
・調査・維持管理・活用・整備などに協力いただけるボランティア団体などを組織。
・周遊性を高めるなど、周辺施設・文化財との連携。
・継続的な体験講座やイベントなどを開催したいと考えるが、負担が増大し体制的に厳しい。
→最終的に主体を地元等にシフトし、行政がサポートするかたちにするにはどうすればよいか。
・小学校との継続的なつながりや、中高生や大学生とのかかわり。
・展示資料の不足。

4. 目指す方向（案）

保存）史跡の保護と周辺環境の保全を確実に行い、より良い形で次世代へと継承する。

・継続的な調査による遺跡の解明（正しい整備や新たな魅力・展示品の確保）。
・災害や開発など、遺跡のき損の可能性を最大限に減らす。
・現在の植生と生態系の把握（整備していくうえで重要な情報）。

整備）環境や景観を生かし、当時の暮らしや自然との関わり方を体感できる整備。

※水辺と集落が道でつながっていたということが現地に行ったら感じられる整備が望ましい、あまり現地に手を加えるようなことはしなくてよいのではと思う：文化庁の助言

・遺跡の価値と魅力を伝える工夫をする（史跡の価値の顕在化）。
→里山の復元？ 遺構の露出展示？ 遺構のかたどりレプリカ展示？ ARの活用？
・便利よく、人の集まる場所に（施設も現地も）

活用）祖先の暮らしを身近に感じ、楽しく正しい遺跡の理解につながる活用事業を行い、郷土への愛着と誇りを育む。多方面との連携により、地域資源としてまちづくりに活かす。

・学校教育・社会教育で興味と理解度に適した活用事業を行うとともに、事業への協力をお願いする。
・教育・産業・観光・まちづくりでのフル活用。

運営）みんなで護って、みんなで育む遺跡

・縄文の史跡、環鳥海の遺跡・文化財、低湿地遺跡との相互交流や情報収集（行政間）。
・町民と連携した保存・活用・整備事業、地域づくりにつながる仕組み（町民と行政）。

5. 整備の先進地例

○遺構や里山の復元　　→　集落と水辺が道でつながっているのが現地に行ってわかるように。

・御所野遺跡（岩手県一戸町）

竪穴住居や配石遺構の復元

縄文里山のづくり

・梅ノ木遺跡（山梨県北杜市）

集落を一望できる場所

縄文時代の道

ガイダンス施設

遺物は一面だけで他はパネルなどでの説明

・北代遺跡（富山県富山市）

遺構・湧水地まで復元

○ＡＲの活用

・青谷上寺地遺跡（鳥取県鳥取市・低湿地遺跡）

発掘された遺構等を３次元CG化し、遺跡現地の発掘地点などで表示するスマホアプリ

・大中遺跡（兵庫県播磨町）

住居等の遺構復元+ＡＲで生活のイメージを表示

○史跡＋地域に必要な場所・施設としての整備

・中沢浜貝塚（岩手県陸前高田市）

過去大きな津波被害を受けた地域であり、災害時の住民の緊急避難先にもなっている。

○遺跡でのイベント、ジュニアボランティアガイド　→　縄文サケ祭り

・西沼田遺跡（山形県天童市）

・伊勢堂岱遺跡（秋田県北秋田市）

○ロゴマークやキャラクターの公募

・鋳物師屋遺跡（山梨県南アルプス市）

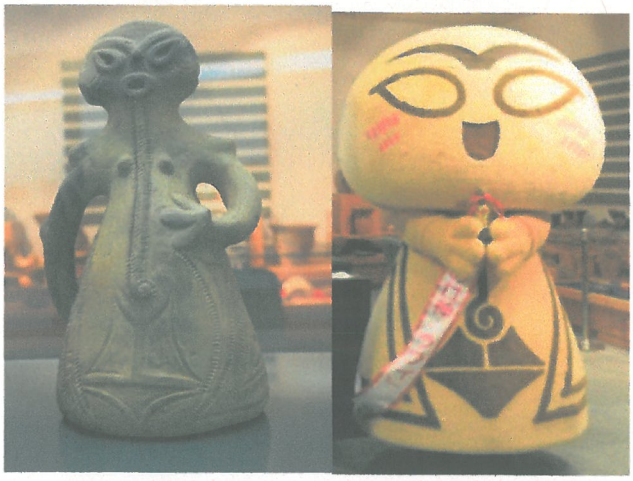

「子宝の女神　ラヴィ」

・下野谷遺跡（東京都西東京市）

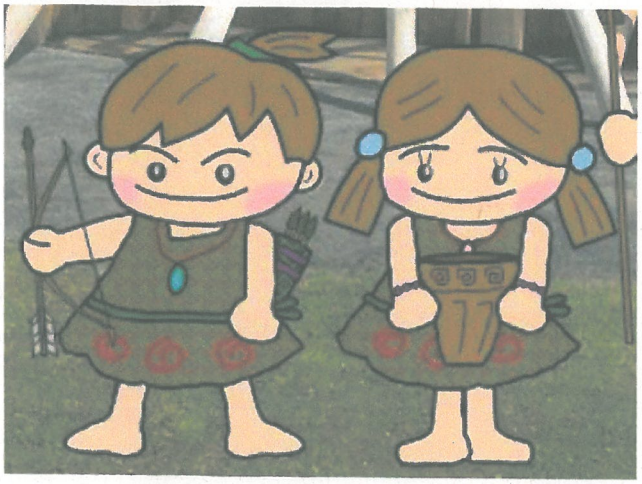

「しーた」と「のーや」

○地域物産とのコラボ、郷土食　→　サケの保存食・加工品、縄文給食、煮炊き体験学習

・御所野遺跡

縄文給食（古代米、サケの縄文焼き、縄文風スープ）

お土産（くるみ・はちみつ・えごま入り古代米かりんとう）

○市民による考古学研究

・下野谷遺跡

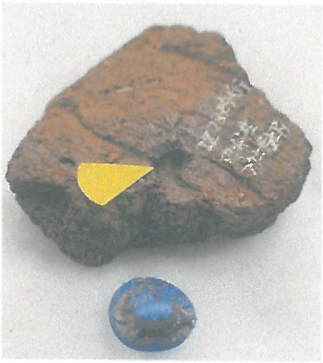

土器に植物の跡などが残されていないか探す市民

6.保存活用計画の構成　「史跡　小山崎遺跡　保存活用計画骨子（案）」

第２回目委員会　　第３回目委員会　　第４回目委員会　　第５回目委員会：全体の検討

目次	現段階で予定している主な記載事項
序文 例言 目次	
第１章　計画策定の沿革と目的 **第１節 計画策定の沿革**	意見具申～指定～策定までの流れ
第２節 計画の目的 1. 計画の目的	遺跡の本質的価値を明確化と現状・課題の把握をした上で、 ①適切かつ確実な保存・管理の上で次世代へ継承する、 ②遺跡の活用によって郷土への愛着や誇りを育み、地域活性化に寄与する、 ための基本的な方針定めることを目的とする。
2. 対象の範囲	
第３節 委員会の設置・経緯 1. 委員会の設置	委員とオブザーバーのメンバー【表】
2. 委員会の経緯	委員会の内容
第４節 遊佐町の諸計画とのかかわり 1. 遊佐町の計画	第８次遊佐町振興計画 理念「オール遊佐の英知（町民力）を結集」 将来像「自然と調和した安全・安心・快適なまち～鳥海山との共生～」 基本目標「ふるさとを愛し、未来を拓く、命輝く町民の育成〈教育・文化〉」 土地利用構想 教育基本方針（教育振興計画） 史跡鳥海山保存管理計画（丸池地区）
第５節 計画の実施	2022年４月１日より施行する（刊行翌年度の４月1日）
第２章　小山崎遺跡の概要 **第１節 指定に至る経緯**	ほ場整備事業に伴う１次調査～史跡指定
第２節 指定の状況 1. 指定告示	官報を貼る【図】。
2. 指定説明文	『月刊文化財』2月号記載の指定説明文
3. 指定範囲とその管理	指定範囲を囲んだ航空写真、史跡鳥海山と重なる範囲明記【図】 管理団体指定も貼る【図】。
第３節 史跡を取り巻く環境 1. 史跡の位置 2. 自然環境 ①地質 ②湧水 ③動物 ④植物	立地 調査依頼を検討中（植生図等作成含む）。

2. 歴史的環境	町内遺跡～現在まで（地域集団の履歴）
3. 社会的環境 ①交通・アクセス	アクセス～周辺文化財・施設の地図【図】 庄内空港から車で40分 高速道路、日沿道「遊佐鳥海I.C.」から車で１０分 羽越本線遊佐駅から20分、吹浦駅から１０分
② 文化財、観光地・周辺施設	ユネスコ１件、国指定７件、県指定11件、町指定106件、 国登録文化財１２件、日本ジオパーク１件 歴史民俗学習館、遊楽里、ふらっと、パーキングエリアタウン 丸池、牛渡川、箕輪サケ孵化場、吹浦遺跡、東北泉 桝川サケ孵化場、永泉寺吹浦口の宮、 日本海（海水浴場・漁場）、ツーデーマーチのコース 吹浦小学校、高瀬小学校
③ 災害（災害は自然環境？）	『遊佐町地域防災計画』資料編（平成２９年３月） 液状化危険度ランクB：危険性やや大（低地部のみ） 牛渡川を上って舌状台地東側低地が津波浸水想定1m未満0.3m以上 鳥海山噴火時の灰が３㎝積範囲、火山泥流と土石流の氾濫予想範囲 洪水浸水区域（低地部・丸池周辺）、土砂崩れ警戒区域（斜面部）
④関係法令	・文化財保護法、自然公園法、森林法、農地法 ・遊佐町文化財保護条例 ・遊佐町の健全な水循環を保全するための条例
第４節 指定地の状況 ① 土地の所有関係 ② 公有地化の経緯	低地部は町有地、丸池周辺が社有地（鳥海山大物忌神社） 斜面部並びに舌状台地部は民有地　【図】 １次調査後、土地開発公社で買収。（令和４年度に公有地化予定）
第３章　史跡の本質的価値	
第１節 史跡の本質的価値	１.低湿地遺跡で良好な保存状態の遺跡である。 ２.長期間繰り返し利用された遺跡である。 ３.道と、つないでいる斜面の居住域と水辺の作業域が残り、集落構成がわかる。 ４.縄文時代の基礎地業～舗装などの土木工事の内容と集落の人々の協働がわかる ５.当時の立地と環境がよく残っている。 →これらの要素によって、縄文時代の人々がどのように環境適応を果たしてきたのかを知る上でも貴重な遺跡であり、本州日本海沿岸北部における縄文文化を解明する上で欠くことのできない遺跡。
第２節 小山崎遺跡を構成する諸要素 1. 史跡の本質的価値を構成する諸要素	〇地下に埋蔵された遺構・遺物 ・斜面部の集落域 ・低地西部の水辺遺構 ・低地東部の前期の遺構 ・舌状台地部と低地部の際に形成された捨て場

	○周辺の景観・環境 ・縄文時代からある丸池と、周辺自然景観
2. 指定地内の本質的価値を構成する諸要素以	・柴燈林２遺跡（縄文時代） ・丸池遺跡（縄文～古墳時代） ・高倉林道・古四王神社・スギ林 ・駐車場・遺跡説明看板 ・若干の耕作地・旧水路
3. 指定地の周辺地域を構成する諸要素	・牛渡川・箕輪のサケ孵化場 ・柴燈林遺跡（縄文時代中期中葉） ・吹浦石器時代遺跡（縄文時代前期末）：県史跡 ・周りの人工物の目立たない景観
第４章　基本理念と基本方針	
第１節 基本理念	現代に伝わる縄文のくらし・風景を、さらに未来へ
第２節 基本的な考え方	○史跡の保護と、周辺の環境保全を確実に行い、よりよい形で次世代へと継承する（保存） ○環境や景観を生かして、当時のくらしや自然との共生を体感できる整備を行う（整備） ○祖先の暮らしを身近に感じ、楽しく正しい遺跡の理解につながる活用事業を行い、郷土への愛着と誇りを育む（活用）。 ○多方面（観光・産業・教育）との連携により魅力あるまちづくりに活かす（活用）。 ○みんなで護って、みんなで育む遺跡（管理・運営・体制）。
第５章　保存・管理	
第１節　現状と課題 1.現状	・町有地は低地部のみである。 ・鳥海国定公園であり環境の保護が図られている。 ・史跡鳥海山の範囲はすでに保護が図られている。 ・災害時に浸水や土砂崩れの可能性がある地域である。 ・定期的に草刈りをしている（年2-4回）。 ・現地は調査後埋め戻している。
	・出土品及び調査記録は2.3.5.6.7次は県立博物館、それ以外は遊佐町教育委員会（埋蔵文化財調査室）で管理している。 ・調査面積が狭く、遺跡の内容把握が不十分。
2. 課題	・保護のために社有地以外の公有地化が必要。 ・災害時に被害を最小限にする工夫が必要。（←災害後にどうするか） ・高速道路等周辺の開発で地下水脈に影響がないか不明。 ・継続した遺跡の内容把握と、関連遺跡・周辺の分布調査に努める必要がある。 ・草刈りなどを完全委託でなく、町民に協力してもらえるような仕組みが必要。 ・出土遺物を1つの施設に集約する必要がある。 ・植生と生態系の継続した調査が必要。

	○周辺の景観・環境 ・縄文時代からある丸池と、周辺自然景観
2. 指定地内の本質的価値を構成する諸要素以	・柴燈林２遺跡（縄文時代） ・丸池遺跡（縄文～古墳時代） ・高倉林道・古四王神社・スギ林 ・駐車場・遺跡説明看板 ・若干の耕作地・旧水路
3. 指定地の周辺地域を構成する諸要素	・牛渡川・箕輪のサケ孵化場 ・柴燈林遺跡（縄文時代中期中葉） ・吹浦石器時代遺跡（縄文時代前期末）：県史跡 ・周りの人工物の目立たない景観
第４章　基本理念と基本方針	
第１節 基本理念	現代に伝わる縄文のくらし・風景を、さらに未来へ
第２節 基本的な考え方	○史跡の保護と、周辺の環境保全を確実に行い、よりよい形で次世代へと継承する（保存） ○環境や景観を生かして、当時のくらしや自然との共生を体感できる整備を行う（整備） ○祖先の暮らしを身近に感じ、楽しく正しい遺跡の理解につながる活用事業を行い、郷土への愛着と誇りを育む（活用）。 ○多方面（観光・産業・教育）との連携により魅力あるまちづくりに活かす（活用）。 ○みんなで護って、みんなで育む遺跡（管理・運営・体制）。
第５章　保存・管理	
第１節　現状と課題 1.現状	・町有地は低地部のみである。 ・鳥海国定公園であり環境の保護が図られている。 ・史跡鳥海山の範囲はすでに保護が図られている。 ・災害時に浸水や土砂崩れの可能性がある地域である。 ・定期的に草刈りをしている（年2-4回）。 ・現地は調査後埋め戻している。
	・出土品及び調査記録は2.3.5.6.7次は県立博物館、それ以外は遊佐町教育委員会（埋蔵文化財調査室）で管理している。 ・調査面積が狭く、遺跡の内容把握が不十分。
2. 課題	・保護のために社有地以外の公有地化が必要。 ・災害時に被害を最小限にする工夫が必要。（←災害後にどうするか） ・高速道路等周辺の開発で地下水脈に影響がないか不明。 ・継続した遺跡の内容把握と、関連遺跡・周辺の分布調査に努める必要がある。 ・草刈りなどを完全委託でなく、町民に協力してもらえるような仕組みが必要。 ・出土遺物を1つの施設に集約する必要がある。 ・植生と生態系の継続した調査が必要。

第２節　方向性	○本質的価値を構成する要素の確実な保存。 ○守り伝えるべき要素の正確な把握と保存のための調査・研究。 ○行政と町民の連携による保存・管理。
第３節　方法	
1.本質的価値を構成する要素の確実な保存 ①地区区分	現状変更等の取扱方針・基準を明確にする。 史跡指定地 追加指定予定地 周知の埋蔵文化財包蔵地（緩衝地帯）
②地区ごとの取扱基準	現状変更は整備事業や整備前に必要な調査以外基本的に認めない。 その他　景観・地下水に悪影響のないよう協力を求める。
③追加指定・公有地化	同意後に追加指定。令和4年度に公有地化予定。
2.護り伝えるべき要素の正確な把握との確実な保存のための調査・研究 ①保存管理を目的とした調査の継続	・正しい遺跡の内容把握のための調査と、丸池周辺や牛渡川に沿って分布調査。 ・定期的な植生・生態系の調査。
②継続的な調査研究・保存管理のための整備	・施設は活用のためだけでなく調査、資料保管も。 ・開発や災害に備えたの調査（地下水位）のための整備など。
3.町民との連携による保存・管理	・自治体との密な連絡。 ・近隣住民以外にHPで現状や会議の記録などを報告。意見ももらえるような形で。 ・維持管理・調査に一緒に取り組んでくれる仕組みづくりか、ボランティア団体の組織。
第６章 活用	
第１節 現状と課題	
1.現状	・講演会や展示、シンポジウムなどの開催。 ・町内すべての小学校が施設・現地見学や、出前授業で小山崎遺跡を利用している。 ・パンフレットや展示のたびにリーフレット、シンポジウムのたびに報告書を刊行。
2. 課題	・リピーター、高めの年齢層の方の参加がほとんど。 ・完全な行政主体で、町民はお客様な関係。 ・観光・産業面での利用の促進。 ・学校・大学との継続した関係の構築。
第２節　方向性	○学校教育・生涯学習で活用し、町への誇りと愛着心を醸成する。 ○史跡の価値と魅力の周知と発信。 ○観光、地域資源、町の賑わいとしての活用。 ○町民と共同した事業の実施、地域づくりにつながる仕組み。

第３節　方法	
1.学校教育・生涯学習での活用	○興味と理解度に適した活用事業と事業のお手伝いのお願い。 ガイド協力・縄文給食・看板の内容作成 ○学校教育関係者、自治会に出前講座等でアピール。
2.史跡の価値と魅力の周知と発信	○遺跡を知り、理解深めるための機会の提供。 講演会・展示・シンポジウム・体験講座、祭りなどのイベント 映像、模型、VR・AR ○継続的な調査・研究によって得られる新たな価値を発信し続ける。 ○SNS・メディアなどの積極的な情報発信。
3.観光、地域資源、町の賑わいとしての活用 〈市町村を超えて〉	○様々なイベント・文化財に積極的に絡んでいく ・他遺跡との連携（低湿地遺跡や縄文史跡） ・ジオパークのジオサイト（丸池・牛渡川）
〈町のレベルで〉	・ツーデーマーチ（毎年1,000人以上の参加者） ・サケのつかみどり ・地域ふるさとCMに利用してもらう ・パーキングエリアタウン・道の駅の一角にスペースを借りる
〈地域レベルで〉	・文化財マップ・観光マップのルートの検討（吹浦地区の文化財・施設と一体として）
	○産業面での利用。 ・キャラクターなどを利用したお土産品・グッズ、名産品。
4.町民と共同した事業の実施、地域づくりにつながる仕組み	・講座として、住民が行政と一緒に遺跡に取り組んでいるところにバスツアー。 ・ワークショップなど。 ・縄文祭りなどのイベントや体験講座を継続して行い、最終的に地域や学校主体の活動へシフト
第７章 整備	
第１節 現状と課題	
1.現状	・遺跡までのアクセスが良くない。 ・史跡内にトイレなどの便益施設がない。 ・遺跡に来ても看板以外何もなく、何も見られない。 ・遺物の保管施設が建築物上、職員体制上、一般公開は難しい。 ・丸池から看板の場所まで行くと、同じ道を帰ってくるしかない。
2. 課題	・駐車場は丸池側も看板側も大きめのバスは入れない上に、道路も狭い。 ・縄文時代をイメージできる空間となっていない。 ・普通に利用できるガイダンス施設が近くに必要。 ・同じ道を往復でなく、ぐるっと回れるルートの整備。 ・案内看板を設置する必要がある。 ・遺跡と遺物を見れるところが離れたところにある。
第２節　方向性	○本質的価値を確実に保護するための整備。 ○立地や環境、景観、当時の暮らしを体感する現地の整備。 ○価値や魅力をわかりやすく伝えるとともに、常に新たな魅力を発見する施設の整備。

	○人々が集まる場としての整備。 ○町民と一緒に作り上げる整備。
第３節　方法	
1.本質的価値を確実に保護するための整備。	○保護に必要な情報を得るための調査、保存するために必要な現地の整備（地下水位？）と施設の整備。 ○災害等に強い整備。
2. 立地や環境、景観、当時の暮らしを体感する現地の整備	○通常はかたどりした遺構の展示かAR、 発掘しているときは生の遺構を見られるように？
3.価値や魅力をわかりやすく伝えるとともに常に新たな魅力を発見する施設の整備	○現在よりも遺跡に近く、他文化財と一緒に活用できる場所に施設の設置 ○展示・体験とともに、調査研究の核となる施設。
4.人々が集まる場としての整備	○史跡へのアクセスの改善（誘導・道路の改善）。 ○便益施設の設置（トイレ・ベンチ）。 ○一般公開できる施設の整備。
5.町民と一緒に作り上げる整備。	○整備してからガイドをお願いするのではなく、整備を考えていくところ、整備段階から活用事業として取り入れる。（Ex.整備を考えるワークショップ、植物講座で樹種プレート付け、竪穴建物建てる実験など）
6.史跡のゾーン区分	遺跡保存・体感ゾーン：遺跡の本質的価値を保存・管理・体感するゾーン 活用（体験）ゾーン：様々な活用を想定したゾーン 自然環境ゾーン：自然環境・景観を保護するゾーン
第８章 運営・体制	
第１節　現状と課題	
1. 現状	・管理や事業の運営は遊佐町教育委員会文化係。 ・有識者からの継続的な指導。 ・住民にかかわってもらえる機会を設けていない。
2. 課題	・所有者・自治会・事務局とが共通の認識を持つ必要がある。（どのような方針、方法で ・町役場内における情報共有（教育課・企画課・産業課）。 ・ボランティア団体の設置（恒常的な管理・ガイドなど）。 ・専門的な知識を持った職員の配置。 ・住民参加の仕組み、機会づくり。
第１節　方向性	○史跡内や出土遺物等の継続的な保存管理（調査研究含む）及び活用整備が行える体制を整える。 ○保存活用や整備に関する事業の円滑化を図るため、あらゆる関係機関と連携する。 ○町民と連携して事業を実施する。
第２節　方法	
1.史跡内や出土遺物等の継続的な保存管理（調査研究含む）及び整備が行える体制を整える。	○専門職員の配置と体制の充実。 ○文化庁及び県との密な連携。 ○学識経験者への定期的な現状報告と相談。

2.保存や活用、史跡整備に関する事業の円滑化を図るため、あらゆる関係機関との連携体制を構築する。	○庁舎内・議会・文化財審議会での共通認識を持つ。 ○教育機関や自治会、地権者、民間企業（ふらっと・遊楽里）との連携。 ○各遺跡・史跡との交流、情報収集。
3.住民との協働体制を構築する。	○ボランティア組織の設立。 ○広く町民の意見をもらう機会を定期的に作る。
第９章　施策の実施計画と経過観察 **第１節　施策の実施計画** 1.実施すべき施策の項目	①保存・管理 ②活用 ③整備 ④運営・体制
2.実施計画	実施計画の総括表
第２節　経過観察 1.方向性	①保存・管理 ②活用 ③整備 ④運営・体制
2.方法	点検項目表
附編 小山崎遺跡の保存活用にかかわる法令 文化財保護法 自然公園法 農地法 森林法 遊佐町文化財保護条例 遊佐町健全な水循環を守るための法令	
奥付	

7．次回の予定

2020 年 10 月　　日（　）

「現状と課題」と「本質的価値」の整理と、本質的価値を構成する諸要素の抽出

整備・活用案（基本方針）の提出、来年度国庫補助金の相談

資料３）

4．各計画の要綱

（1）史跡等保存活用計画―標準となる構成／作成の留意点―

1．計画策定の沿革・目的

（1）計画策定の沿革

- 計画策定の背景・経緯を記述する。

（2）計画の目的

- 計画の目的を記述する。
- 史跡等の現状・課題等の概略を記述するとともに、それらを改善し適切な保存・活用の方針・方法の策定を目的とする旨を述べる。

（3）委員会の設置・経緯

- 計画策定のために設置した委員会の名簿、審議経過等の概要を記述する。
  - 委員会の構成は、史跡等の関係分野の専門家、活用に関する助言者、他の機関・部局など、幅広く対象に含めることが望ましい。
  - 状況に応じて、専門家・有識者の委員会とは別に、地域住民の合意形成の場、活用に関わる諸団体との意見交換の場を設置した場合には、それらの開催の経緯についても記述する。

（4）他の計画との関係

- 総合計画その他の計画（都市計画、まちづくり計画等）との関係を記述する。
  - 本計画を総合計画等の上位計画及び他の土地利用計画等と関連付けることが望ましい。

（5）計画の実施

- 計画の実施・発効の日付を記述する。

2．史跡等の概要

（1）指定に至る経緯

- 指定に至る経緯について記述するとともに、追加指定している場合には、その経緯も記述する。
- 指定から（追加指定を経て）現在に至る経緯を記述する。

（2）指定の状況

ア．指定告示

- 指定に係る告示の内容（名称・史跡等の類型・指定年月日・指定基準）を明示する。地籍図・参考図が付されている場合には明示する。
- 追加指定を行った場合には、追加指定に係る告示の内容（追加指定年月日・指定基準）を明示する。

イ．指定説明文とその範囲

- 指定説明文・指定範囲図等を明示する。(2)アにおいて参考図を図示した場合でも、地形図上に範囲を明示した図をを明示する。
- 追加指定している場合には、追加指定説明文・追加指定範囲図を明示する。

ウ．指定に至る調査成果

- 指定に先立って実施した調査成果の概要を記述する。
  - 自然的調査の成果
  - 歴史的調査の成果
  - 社会的調査の成果
- 指定後に明らかとなった調査成果がある場合には、その概要を記述する。

エ．指定地の状況

- 以下の諸点を記述する。
  - 土地等の所有関係、管理者の有無、管理団体の指定等
  - 公有化の経緯

3．史跡等の本質的価値

（1） 史跡等の本質的価値の明示

- 史跡等の適切な保存活用の原点となるのは、当該史跡等が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。したがって、指定説明文及び追加指定説明文に立脚しつつ、当該史跡等の本質的価値を総括的に再整理・再確認し明示する。

（2） 新たな価値評価の視点の明示

- 指定当時から相当の時間が経過している場合又は追加指定を行っている場合には、新たな調査成果を踏まえ、価値評価の視点が進化していることも視野に入れ、本質的価値を再整理する。

（3） 構成要素の特定

- 以下の手順の下に史跡等の構成要素を特定し、それらと本質的価値との関係及び個々の規模・形態・性質等の概要を記述する。表を作成して整理することが簡便と考えられる。
  - 本質的価値を構成する諸要素、及びそれらの概要
  - 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素、及びそれらの概要
  - 指定地の周辺地域を構成する諸要素、及びそれらの概要

4．現状・課題

（1）保存（保存管理）

- 以下の項目について、保存（保存管理）の現状・課題を記述する。
  - 指定地の全体
  - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

（2）活用

- 以下の項目について、活用の現状・課題を記述する。
  - 指定地の全体
  - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

（3）整備

- 以下の項目について、整備（保存のための復旧（復旧（修理））、公開活用のための施設整備）の現状・課題を記述する。
  - 指定地の全体
  - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

（4）運営・体制の整備

- 以下の項目について、史跡等の保存活用事業のための運営（進め方）・体制の現状・課題を記述する。
  - 保存活用事業を運営する上での体制（人員・組織）の在り方
  - 同一地方公共団体の内部における保存活用事業の運営（進め方）等に係る意思疎通・情報共有の方法
  - 保存活用事業の運営（進め方）等に関する他の機関・組織との意思疎通・情報共有の方法

5．大綱・基本方針

- 課題の克服に関する目標等を示し、史跡等の望ましい将来像を「大綱」として明示する。
- 史跡等の規模・形態・性質に基づき、以下の５つの観点を十分視野に入れて保存活用の「基本方針」を具体的に明示する。
  - 本質的価値に基づき、史跡等を構成する諸要素を特定し、個別の諸要素の適切な**保存（保存管理）**の方向性・方法を示すこと。→6
  - 本質的価値に負の影響を与えることなく、豊かに引き出すことができるよう適切な**活用**の方向性・方法を示すこと。→7
  - 本質的価値を確実に保存・継承し、潜在化している場合には顕在化できるよう適切な**整備**の方向性・方法を示すこと。→8
  - 地域に根ざした包括的な保存・活用を進めるために、**運営**の方法及びそれらを進める上で効果的な**体制**を示すこと。→9
- その他、個別の史跡等の態様に応じて基本方針の項目を追加してもよい。

6．保存（保存管理）

（1）方向性

- 保存（保存管理）の方向性を示す。

（2）方法

- 具体的な保存（保存管理）の手法を示す。
  - 特定した諸要素の規模・形態及び性質等を踏まえ、諸要素ごとに適切な保存（保存管理）の具体的な手法を定める。
  - 特に指定地とその周辺の態様に応じて地区区分を行う場合には、地区ごとに総括的な保存（保存管理）の手法を定め、それらに基づき、各地区に所在する個別の諸要素の具体的な保存（保存管理）の具体的な手法を示すことが必要である。
  - 3(3)及び４において作成した表を活用し、新たに欄を付加して明示することも検討してよい。
- 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準
  - 指定地内で予想される建築物その他の工作物の新築・増築・改築、土地の形質変更、木竹の伐採等の各種の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）の取扱方針及び具体的な取扱基準を示す。
  - 地区区分を行った場合には、地区ごとの現状変更等の取扱方針及び具体的な取扱基準を示す。
- 史跡等の指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の具体的な手法を示す。
  - 史跡等の直近の周辺環境にあって、史跡等に影響を及ぼす可能性のある諸要素の保存管理の具体的な手法を示す。
  - 史跡等の指定地外の周辺環境のうち、指定地内から展望できる範囲を中心に、可能な保全方策を示す。
- 追加指定
  - 本質的価値を構成する諸要素が現在の指定地外に及んでいる場合には、追加指定の進め方を示す。
- 公有化
  - 保存活用上、指定地の公有化が不可欠であるとされる場合には、その進め方を示す。

7．活用

（1）方向性

- 活用の方向性を示す。

（2）方法

- 学校教育における活用の具体的な手法を示す。
  - 子どもたちの歴史文化の学習に資するよう、学校教育のカリキュラムとの相乗効果を目指すための望ましい手法を示す。
  - 大学との連携の下に、研究教育プログラムとの相乗効果を目指す望ましい手法を示す。
- 社会教育における活用の具体的な手法を示す。
  - 史跡等の活用が地域社会の活性化に及ぼす好影響を考慮し、相互の相乗効果を目指すための望ましい手法を示す。
- 地域における活用(観光・地域おこし等)の具体的な手法を示す。
  - 地域の自然的・歴史的・社会的文脈における史跡等の位置付け・役割を把握し、全体のつながりの中での活用の手法を示す。
  - 地域住民の要請を把握し、そのための望ましい手法を示す。
  - 地域外から訪問する観光客の要請を把握し、そのための望ましい手法を示す。

8．整備

（1）方向性

- 保存のための整備（復旧（修理））及び活用のための施設整備の方向性を示す。

（2）方法

- 主として保存のための整備（復旧（修理））に関わる以下の手法を具体的に示す。
  - 構成要素の保存に必要な整備（復旧（修理））の技術的手法
  - 本質的価値の普及・啓発に必要なパンフレットその他の情報発信に係る技術的手法
- 主として活用のための施設整備に関わる以下の手法を具体的に示す。
  - 史跡・名勝における遺構の復元展示・表示等の技術的手法
  - 案内・解説・展示に必要な施設の整備に係る技術的手法
  - 公開に必要な情報発信のための施設等の整備（設置）に係る技術的手法
  - 便益管理施設の整備（設置）に係る技術的手法
  - 周辺に所在する他の文化財との連携を視野に入れた情報提供に係る技術的手法
- 整備事業としての実施期間・手順等を示す。
  - 短期的に実現すべき項目と中長期的な展望の下に実現すべき項目とを区分し、各々の整備事業の実施期間・手順等を示す。

9．運営・体制の整備

（1）方向性

- 計画に定めた事項を実現するために、事業の実施期間のみならずその後の期間も見越して、運営・体制の整備拡充の方向性を示す。

（2）方法

- 計画に定めた事項を実現するために、整備事業の実施期間のみならず、その後の期間も視野に入れ、運営・体制の整備拡充に係る具体的な手法を示す。
  - 整備事業の実施に必要な短期的に実現すべき運営・体制のみならず、保存活用事業を中長期的な展望の下に進めて行くうえでの運営・体制の在り方も示す。

１０．施策の実施計画の策定・実施

- ６～１０に定めた方向性・方法の各項目について実施すべき施策の項目を定め、それらの実施の道筋・期間等を示す。
- 直ちに又は短期間に実施すべき施策、中長期的な展望の下に実施を展望すべき施策への区分を行い、実効性のある道筋・期間を示すことが必要である。
- 施策の実施計画の総括表を示す。

１１．経過観察

（１）方向性

- 計画内容の実現に向けて、６～９の項目について経過観察の方向性を示す。

（２）方法

- 保存（保存管理）に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 活用に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 整備（保存のための復旧（修理）／活用のための施設整備等）に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 運営・体制の整備に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 保存（保存管理）・活用・整備、運営・体制の整備の各々に関する各種の施策(事業)の実施状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。

資料４）

輪、人物埴輪、馬形埴輪、器財埴輪が出土している。愛宕山古墳とほぼ同時期の後期後半の築造である。

中の山古墳は墳長七九メートル、後円部径三八メートル、前方部幅四四メートルの前方後円墳であり、墳丘の周囲には方形の二重周濠が巡る。須恵質埴輪壺が多数出土しており、墳丘及び周堤に樹立されていたと考えられる。埼玉古墳群の前方後円墳の中では最後となる、終末期初頭の築造である。

以上の八基の前方後円墳とともに、円墳としては日本最大級の規模をなす丸墓山古墳がある。丸墓山古墳は径一〇五メートル、高さ一七メートルの三段築成の円墳であり、墳丘周辺には径およそ二一〇メートルに及ぶ周濠が巡る。埼玉古墳群では唯一葺石をもつ可能性がある。出土量は少ないものの円筒埴輪、人物埴輪、馬形埴輪、器財埴輪等が出土している。中期末から後期初頭の築造である。

これらの古墳に加えて、稲荷山古墳の周辺には径一二〜二三メートルほどの多数の小型円墳四二メートルの方墳である戸場口山古墳が所在する。いずれも中の山古墳に後続するとみられ、首長墓の形態が前方後円墳から円墳、そして方墳へと変化していったことを示しており、埼玉古墳群の終焉を知る上で重要である。

以上のように、埼玉古墳群は古墳時代中期末から終末期初頭にかけて一〇〇メートルを超える大型前方後円墳を上位として多数の前方後円墳・円墳が階層構造をなしつつ継続的に築造された古墳群であり、当該時期の古墳群として全国的にも突出した規模を誇る。方形の二重周濠や墳丘と周堤の西側に付設される造出、丸墓山古墳を除き葺石をもたないこと等、形態に強い規範をもつ様々な規模の古墳が継続して築造されており、古墳時代を代表する地域首長層の階層構造やヤマト政権との関係等の政治的動向、首長墓の展開を継続的に追究できる点で重要である。出土遺物には稲荷山古墳出土の画文帯環状乳神獣鏡、将軍山古墳出土の三葉文環頭大刀、馬冑のように中国大陸や朝鮮半島からの舶載品とみられ、その交流の実態を物語るものも

史跡の指定

小山崎遺跡

山形県飽海郡遊佐町

小山崎遺跡は山形県の県北、秋田県に接する遊佐町に所在する縄文時代中期末から後期を中心とした集落遺跡である。東北地方日本海側最高峰の鳥海山の南西麓、庄内平野北端に位置する。遺跡東側には縄文時代から存在する「丸池」があり、南側を毎年サケが遡上する牛渡川が流れている。

本遺跡は昭和三年の『日本石器時代遺物発見地名表（第五版）』にも取り上げられ、存在が知られていたが、平成七年に県営圃場整備事業に伴って山形県教育委員会による本格的な発掘調査が開始された。その結果、完形を含む大量の縄文土器が出土し、また、その下層からもおびただしい植物遺存体を伴う包含層が存在することが判明するとともに、動物遺存体も良好な状態で残されていることが明らかとなったことから、現状保存が図られている。その後は山形県教育委員会により遺跡の範囲と内容を明らかにするための発掘調査が継続され、平成十五年以降は遊佐町教育委員会が調査体制を整備して発掘調査を継続してきた。その成果を、平成二十七年に『小山崎遺跡発掘調査報告書―総括編―』として取りまとめ、また令和元年にその後の追加分析結果等を収録した『小山崎遺跡発掘調査報告書―総括編二―』を刊行している。

小山崎遺跡では丘陵斜面とその南側の低地を中心として、縄文時代早期から晩期までの活動痕跡が確認されている。このうち、低地東部では前期の地点貝塚が三か所、ドングリ（コナラ）集積一か所が残されている。コナラは先端を取り除く処理がなされており、長期保存のための工夫であったと考えられている。

小山崎遺跡　水辺遺構

遺跡の最盛期は中期末から後期後葉で、中期末に斜面地において竪穴建物が営まれ始め、後期前葉にはその南側の低地において水辺遺構が形成された。低地にはこのほか広域に捨て場が残されている。水辺遺構は水辺環境を利用するために、敷石と打ち込み杭列、木敷等によって構築された施設で、居住域と水辺をつなぐ道、付設した作業場からなる。材料となる多量の石材や木材を集め、加工し、軟弱地盤の上に基礎地業を伴う安定した構造物を作り上げる作業は、その労働力や計画的な遺構配置、居住域との関係性等からみても、集落に居住する人々が協働して行ったものと考えられる。また長期にわたってこれを維持していることから、組織的かつ計画的な集団行動によるものであったと推定できる。捨て場はこの周囲に広く形成されている。時期が下り、水辺遺構の整備が進むとともに居住域の中心が斜面西側下方の水辺寄りに移ることは、居住域と水辺遺構が密接に関連して営まれていたことを示唆している。

ボーリング調査の成果によると、遺跡低地部は縄文時代の海進・海退の影響を受け、早期から前期までは潟湖もしくは干潟であったが、中期末以降は湿地に変化したことが分かっている。後期前葉に始まる水辺遺構の構築は、こうした環境変化に対応した人々の活動を示すものである。

水辺遺構や捨て場からは、土器・石器のほか木製品・骨角器・漆製品とともに大量の動植物遺存体が出土した。木製品には櫂未成品、石斧の膝柄の一部、小型弓などの生活道具が、骨角器には刺突具や単式釣針のほか髪針や垂飾が認められる。漆製品には土器・木胎漆器・糸玉などがあるほか、漆貯蔵容器やパレットなど漆工関連遺物も出土した。特に、二段のくびれをもつ四層塗りの赤漆塗木製容器の存在が注目される。

動物遺存体の約八割はニホンジカとイノシシで占められている。動物骨には細片化したものが多く、四肢骨にはらせん状の剝離が認められるなど、加工の痕跡が認められる。魚類にはタイ科が多く、スズキやボラ科など汽水域を好む種、コイ科といった淡水魚のほか、サケ科も認められる。サケの椎骨は多くが被熱し白色化している。イヌ骨の炭素・窒素安定同位体比分析では人骨と近い同位体比が得られていることから、人の残飯・廃棄物を食べた家畜であった可能性が指摘されている。植物遺存体にはオニグルミ、トチノキ、クリ等の種実のほか、栽培可能性のある植物のアサやヒエ属、ゴボウ近似種が確認された。

このように、小山崎遺跡は縄文時代中期末から後期の居住域とともに、後期に入って周辺の水辺環境の利用を目的に構築された土木構造物である水辺遺構が、良好な状態で保存されている数少ない遺跡である。また、「丸池」を含む周辺景観がよく保全されているとともに、自然遺物を含め古環境に関する知見も豊富であり、縄文時代の人々がどのように環境適応を果たしてきたのかを知る上でも貴重な遺跡である。本州日本海沿岸北部における縄文文化を解明する上で欠くことのできない遺跡と評することができることから、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

磯浜古墳群

茨城県東茨城郡大洗町

磯浜古墳群は、那須岳山麓に源を発し太平洋に注ぎ込む那珂川の河口から南西約三キロメートル、太平洋に面して南北に細長い鹿島台地の[illegible]の代表的な前方後円墳と考えられた。

この成果を受けて、茨城県は昭和二十九年に日下ヶ塚古墳と車塚古墳を県史跡に指定して保護を図った。その後、昭和四十年以降周辺の宅地化が急速に進み、周濠部での宅地開発や墳丘の削平などが発生した。こうした状況を受けて、大洗町教育委員会は磯浜古墳群全体の保存を図るために、平成二十一年から二十四年にかけて測量調査及び発掘調査を実施した。その結

（北東より）